860	3	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	5kg		
		プラスチック袋	2.5kg		

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「862」、「863」及び「864」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器					単一容器及び複合容器
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器	包装物当たりの許容質量	容器の種類
862	1	ガラス製又は陶製容器	1kg	25kg	1A1,1A2,1B1,1B2,1D,1G,1H1,1H2,1N1,1N2,3A1,3A2,3B1,3B2,3H1,3H2,4A,4B,4C1,4C2,4D,4F,4G,4H1,4H2,4N	25kg	1A1,1A2,1B1,1B2,1D,1G,1H1,1H2,3A1,3A2,3B1,3B2,3H1,3H2,複合容器,シリンダー
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
863	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg		50kg	1A1,1A2,1B1,1B2,1D,1G,1H1,1H2,3A1,3A2,3B1,3B2,3H1,3H2,4A,4B,4C2,4D,4F,4G,4H2,4N,複合容器,シリンダー
		プラスチック製容器	5kg				
		金属製容器	5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
864	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	100kg		100kg	
		プラスチック製容器	5kg				
		金属製容器	10kg				
		プラスチック袋	5kg				

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
4）天然木材、合板、再生木材又はファイバ製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「866」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物あたりの許容容量 旅客機以外の航空機	外装容器
2028	50kg	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）輸送許容物件は個別に包装され、仕切り、内装容器又は緩衝材を使用することで互いに分離されること。

「867」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
2803	プラスチック製容器	3.5kg	20kg	1A1，1A2，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）容器及び包装は、等級が1の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
3）内装容器は、輸送許容物件に耐性のある材料の内張り、若しくは袋を備えた強固なものであり、充分に緩衝材を詰めること。
4）保冷材と輸送許容物件を輸送する場合、外装容器は強固で、かつ、耐水性のあるものであり、また、容器及び包装に用いられる材質は、低温に耐えられるものに限ること。
5）ドライアイスを使用する場合、気化した炭酸ガスが外部に放出されるように設計されたものに限ること。

「868」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				単一容器
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器	
2809	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	35kg	1A1，1A2，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N	湾曲型底付き鋼製溶接瓶（円錐型線条付きボルトで密閉し、開口部が20㎜以下のもの）
	プラスチック製容器	2.5kg			